

境協力プログラム(NEASPEC)、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)などの地域協力の枠組みがあり、これらが東アジアにおける環境管理への取組の基盤となりうる。しかし、これまでの北東アジア地域における枠組みは、相互の調整が十分でない場合も多く、財政基盤も脆弱なものが多い。また、政策対話にとどまり、関係国がコミットして具体的な成果をあげるような枠組みづくり¹⁶に結実するまでには到っていない。

(アジア太平洋地域における経済活動の緊密化)

1990年代以降のアジア太平洋地域・東アジアでの経済発展は著しく、経済社会の緊密な相互依存関係が強まりつつある。「日本 ASEAN 行動計画」(平成15年(2003年)12月)によると、2012年までに貿易・投資の自由化が実現されることになっている。今後、包括的経済連携及び金融財政協力の強化にあたり、公平な市場を確保するため、環境の視点を取り入れていくことが必要であるが、その方向性は明確になっていない。

(モニタリング・システム)

環境管理において、環境モニタリングは、環境基準の達成状況を把握するとともに、基準達成のために実施される施策の評価・見直しのための重要な情報を提供する。地域共通の計画を点検・評価していくためには、参加各国がそれぞれの役割に応じたモニタリング・システムを充実させることが不可欠であるが、開発途上国では、未だそのシステムの整備が不十分なところが圧倒的に多い。したがって、モニタリング結果を政策に反映させるシステムも確立されていない。

(環境政策レベルの対話)

地域・準地域共通の計画作成を進める中で、その計画の実効性を担保するためには、パートナーシップに基づく関係国の役割を明確にするとともに、各国の計画に基づく実施状況の点検・評価の仕組みを関係各国とともに構築することが求められる。政策の実施状況の点検・評価として、多国間環境条約における各国の義務の履行状況や政策の実施状況についてのレビュー、OECD諸国の環境政策レビューなどがある。しかし、これらの対象は、多くの場合先進国に限られており、アジア太平洋地域における開発途上国に関しては、そのようなレビューはほとんど実施されていない。

¹⁶ 地域的な協力枠組みの先例として、欧州連合(EU)が挙げられる。欧州25カ国が加盟するEUは、政治、経済面での統合体であるが、EUとしての環境政策を方向付ける環境アクションプログラムを作成し、EU規則・指令、加盟国の環境基本計画や地方公共団体のローカルアジェンダ21を通して実施している。地域レベルの環境管理に関わる機関・組織としては、環境政策の立案を行う欧州委員会環境総局、関連する科学データや評価を提供する欧州環境庁、科学技術的な助言を行う共同研究センターなどがある。2004年5月にEUに新たに加盟した10カ国は、EU加盟に向けて、国内の環境関連法規制をEU法体系に適合させる努力を行ってきたが、その過程において既存EUの加盟国からの支援を得ている。

削除：連合

削除：DGXI(環境担当部局)

削除：新

削除：規則・指令

3. 我が国の多様な主体による国際環境協力の現状と課題

3-1 主体間の連携

国際環境協力によって地球環境の保全と持続可能な開発の達成を目指す上では、政府や政府系機関のみならず、地方公共団体、企業、NGO/NPO、学術研究機関など多様な主体がお互いの役割を認識しながら連携・協働し、それぞれの力を相乗的に発揮していくことが求められる。現にこうした様々な主体によって、多様な国際環境協力が進められるようになってきており、個別のテーマや地域での活動によっては、政府と地方公共団体、企業と NGO/NPO 間の連携がとられている場合もある。また、政府と NGO/NPO の間では、NGO・外務省定期協議会、NGO-JICA 協議会、NGO-JBIC 定期協議会等が設けられ、NGO との定期的な意見交換が行われている。しかし、国際環境協りに携わる多様な主体が一堂に会して情報や意見を交換する場は設置されていない。また、同じ国・地域で類似の国際環境協力の取組を行っている主体間の情報共有・連絡が十分に行われていない。

書式変更：標準、インデント：
最初の行：1字

削除：しかし、全般的には、関係主体間の情報共有が不足しており、主体間の連携・協働が行われにくい状況が続いている。

コメント：意見整理番号28
p31から移動

3-2 地方公共団体による国際環境協力

(地方公共団体による国際環境協力の概要)

我が国では、41 都道府県、12 政令指定都市、6 中核市、その他 15 市区町(東京都特別区含む)が国際環境協力の経験を有しており¹⁷、協力の形態としては、技術研修員の受入れが最も多く、次いで調査・研究、国際会議・セミナーの開催又は経費補助、専門家派遣となっている。また、北九州イニシアティブネットワーク、アジア太平洋都市間協力ネットワーク(CITYNET)、環黄海都市会議、アジア環境協力都市ネットワーク、環日本海ネットワーク等、日本と開発途上国の地方公共団体同士の環境協力を進めるネットワークがある。この他、北東アジア地域自治体連合(NEAR)においても、環境保全に関わる活動を行っている。また、環境問題に取り組む地方公共団体のネットワークとして、「イクレイ-持続可能性を目指す自治体協議会」(ICLEI-Local Governments for Sustainability)¹⁸があり、国際キャンペーン活動による意識啓発や国連の各種会議において地方公共団体の主張を代弁するなどの活動を行っている。

削除：すすめ

削除：取組

(地方公共団体による国際環境協力の課題)

今後、東アジアにおける環境管理の仕組みを改善していく上で、中央政府のみならず、

¹⁷ 社団法人海外環境協力センター（平成 15 年）「地方公共団体等による国際環境協力資料集」

¹⁸ 1990 年、UNEP、国際地方自治体連合等の提唱により設立。世界67カ国460以上の地方公共団体やその連合体を会員としている。

地方政府の環境管理能力の底上げは不可欠である。この点で、我が国の地方公共団体は、地域における公害克服に向けた取組において先導的役割を担い、環境関連法の執行、地域の環境管理計画の作成や実施などにおいて優れた経験とノウハウを有している団体もあることから、東アジア諸国の地方政府の環境管理能力の向上のための協力が大きく期待される。また、日本の地域社会が持つ総合的な環境管理能力を開発途上国の地域社会でも構築できるよう、我が国の地方公共団体が、市民、NGO/NPO、企業、大学など地域の多様な主体による国際環境協力のコーディネーターとなることも期待されるが、そのような役割を果たせる地方公共団体は限られている。

しかし、地方公共団体の国際環境協力は、主に技術研修員の受入れのレベルに留まっており、開発途上国の地方公共団体との環境協力の関係を築いている地方公共団体は、極めて限られている。また、国際環境協力を進める我が国の地方公共団体間での情報交換が不足している。

また、北九州イニシアティブネットワークは、北九州イニシアティブ¹⁹の実施に当たって都市間協力を強化するためのフォーラムとして設置され、18ヶ国 60都市が参加している。2015年までに、世界のメガ・シティの3分の2がアジア太平洋地域に属すると予測されており、この地域の都市が互いに協力して環境問題に取り組む体制を整えるという点から、北九州イニシアティブネットワークを引き続き発展させていくことが重要である。

削除：あたって

3-3 NGO/NPOによる国際環境協力

(NGO/NPOによる国際環境協力の概要)

我が国では100程度のNGOが国際環境協力を実施していると推定され、活動形態としては、植林などの実践活動、環境教育などの普及啓発活動、調査研究活動が多い。また、国際協力を行うNGOのネットワーク組織として国際協力NGOセンター(JANIC)が設置されており、NGO活動や国際協力の重要性のPR、支援者拡大や活動資金確保のための仕組みづくり、政府など関係機関との連絡調整などを行っている。

JICAの協力スキームである草の根パートナー型事業²⁰や草の根協力支援型事業²¹を活用した事例では、森林やマングローブ林などの自然環境の保全、住民参加による排水処理システムの形成などの環境保全対策、環境教育など多様な活動が展開されている。

コメント：意見整理番号17

¹⁹ アジア太平洋地域の主要な都市における都市環境の改善の着実な前進を達成することを目的として、成功事例の分析やパイロット事業の実施が行われている。

²⁰ 開発途上国への支援について、一定の実績を有しているNGO等の団体が、これまでの活動を通じて蓄積した経験や技術に基づいて提案する開発途上国への国際協力活動をJICAが支援する事業

²¹ 国内での活動実績はあるものの、開発途上国への支援実績が少ないNGO等の団体が実施したいと考えられている国際協力活動を、JICAが支援する事業

(NGO/NPOによる国際環境協力の課題)

東アジアにおける環境管理システムを改善していくためには、地域における環境意識の向上やコミュニティの環境管理能力の強化が必要であり、その支援を行う日本の NGO の活動は、ますます重要となっている。また、我が国の若者が国際環境協力に対する理解を深め、国際環境協力に対する支持や参加を高めていくような活動が期待されている。しかし、環境保全を主な目的として国際的に活動する日本の NGO/NPO は数が限られており、資金不足や日々の活動に忙しいこと、さらに語学力の不足などから、海外を含む他の NGO/NPO との連携も進んでいない。

3-4 企業による国際環境協力

(企業による国際環境協力の概要)

日本の企業は、環境分野のコンサルティング・サービスや環境関連機器の普及などビジネス活動を通して開発途上国の環境管理能力の向上に貢献している。また、企業の社会的責任推進の国際的枠組みに参加して、環境面での取組を進めている企業もある。このほか、開発途上国での植林活動や、自ら拠出して基金を設け、それを運営する財団法人(企業財団)を設立して環境 NGO の活動への資金支援を行うなど、社会貢献としての活動も行っている。

さらに、企業の海外進出や金融における環境配慮については、業界としてあるいは複数の企業グループとしてガイドライン等を作成する取組が開始されている。UNEP 金融イニシアティブ²²に参加して金融業における環境配慮促進を目指した活動を行っている企業も見られる。原材料や製品の輸入における環境配慮については、持続可能な資源の利用や環境負荷の少ない製品の購入がグリーン購入の一環として進みつつある。

削除：或いは

(企業による国際環境協力を進めるに当たっての課題)

公害防止技術や測定機器等の分野では、我が国の企業が、その技術を活かしたビジネスの現地化を通じて、相手国の環境対応能力の向上に寄与している。今後、クリーナー・プロダクション(CP)や 3R 等の分野でも、我が国の企業が自らの国内のビジネスにおいて蓄積した環境保全のノウハウ、技術を活用し、市場を通じて相手国に移転する協力も期待される。このようなビジネス・ベースでの展開を一層進めるには、前提としての相手国経済・社会の成熟に加えて、相手国における環境保全意識と環境保全のための法令や社会システムの的確な実施が求められる。

²² 1992年に UNEP が設立し、世界の 260 以上の銀行、保険、証券会社等が署名参加して、金融に関する業務・サービスにおける環境配慮、持続可能な開発に資する事業の在り方等について調査、情報交換等の活動を行っている。

(環境技術の規格及び技術保護制度)

環境関連の分析法や装置についての先進各国の規格は、近年、国際標準化機構 (ISO) の国際工業規格に統合されつつある。我が国の JIS についても国際整合化が図られてきており、我が国から発信された ISO 規格も生まれつつある。

一方、我が国には環境関連装置の認証制度がなく、欧米からの技術導入に伴い、米国やドイツの認証品を利用する国が増えていることから、我が国の技術の導入が困難になっているとの意見もある。

また、海洋発電に見るように我が国が有する高度な環境対策技術も、技術保護の制度がないか、あっても遵守されていない途上国においては、我が国の企業がその技術を提供することが困難な状況もある。このため、技術の知的所有権保護等に関するルールづくり等の環境整備に向けて、公的セクターの取組も期待されている。

削除：みる

3-5 学術研究機関による国際環境協力

(学術研究機関による国際環境協力の現状)

大学等学術研究機関は、主に開発途上国からの留学生の受入れ、研修、開発途上国の研究者との共同研究の実施を通じた人材育成、研究の実施による知的基盤の形成、国際環境協力プロジェクトの実施や専門家派遣などの形で国際環境協力を進めている。最近では、先進国、開発途上国、日本の間で研究者を受け入れて共同研究を行う、学生を受け入れて互換性のある単位を与えるなどの協力関係が構築されつつある。

削除：とおし

削除：受入

削除：受入

(学術研究機関による国際環境協力の課題)

環境分野の講座を開設している大学の数は増えているものの、留学生を受け入れている大学の数は限られている。また、大学間の協力の仕組みはできつつあるが、共同研究は個人のネットワークが主体となっている。今後は、地域や準地域の環境協力のニーズを踏まえた人材育成、共同研究等の取組がさらに広がることが期待される。

4. 国際環境協力実施体制の現状と課題

4-1 国際環境協力のための国内基盤

(1) 国際環境協力のための情報

(国際環境協りに役立つ情報と我が国の環境関連情報の発信力)

国際環境協力の実施に当たっては、開発途上国の環境情報に加えて、先進国や国際機関の取組に関する情報も把握し、これらとの整合性を図りつつ進める必要がある。現在のところ、これらの情報は、定期的な更新や活用のしやすさなどの点で十分ではない。さらに、東アジア環境共同体の構築、世界的・地域的枠組みづくりなどにおいて、我が国がリーダーシップを発揮するため、情報を積極的に発信していくことが重要であるが、我が国の環境関連情報の英文化等が不十分であり、現在のところその発信力は弱い。

削除：あたって

(国民の国際環境協力に対する参加と支持の確保のための情報提供)

JICAの青年海外協力隊事業は、我が国の青年が開発途上地域の住民と一体となり、当該地域の経済及び社会の発展に向けた協力活動を行うことを促進するために実施されている。国際環境協力活動の実施主体の裾野を広げるため、このような取組は重要であるが、現在のところ、将来の国際環境協力主体となる可能性のある若者に対して、活動への参加を促進する視点からの情報の提供は十分とはいえない。

また、我が国の国際環境協りに要する財源は、様々なチャンネルを経るにしても、最終的には、広く国民等の各経済主体が分かち合うものであり、したがって、活動に対する国民の理解と支持が欠かせない。例えば、ODAについては、民間モニター制度により、国民がODA事業の現場を視察する機会が設けられている。そのような取組も含めた適切な情報の提供により、いかに国際環境協力に対する国民の支持を継続・拡大していくかが課題となっている。

(2) 人材の育成と活用

(我が国のイニシアティブの発動に携わる人材の育成)

環境管理の仕組みに関わる世界・地域の枠組みづくりに積極的に関与し、地域の環境管理プログラムを実施していくためには、それらを担う人材が必要である。ところが、我が国では、国際会議に通用する専門家の養成が計画的に行われていない。また、NGO/NPO、学術研究機関、産業界などでの専門家の育成を図るための連携強化や、国際機関の邦人職員を増やすことの必要性が唱えられているものの、環境人材育成のプ

プログラムの作成や実施は進められてはいない。このため、特に、政策対話、共通の計画作成、国際機関での我が国のイニシアティブの発動に携わる人材が圧倒的に不足している。

また、開発途上国において、環境協力専門家として活躍するためには、環境分野の技術や知識はもちろん、それらを的確に相手に伝えるためのコミュニケーション能力、日本とは全く異なる生活に適応するための異文化適応能力が求められる。これらの能力を兼ね備えることが困難なこともあり、このような人材育成も進んでいない。さらに、環境分野の国際的な共同研究でリーダーシップを発揮する研究者の数が少なく、我が国の研究所の国際化は欧米に比べて遅れている。

(国際環境協力を携わる人材の活用)

環境協力専門家データベース²³には多くの専門家が登録されているが、登録後のアフターケアが十分とはいえず、また派遣先も二国間協力の技術分野に限られている。JICA等の専門家研修を受けた地方公共団体の職員は、長期派遣されると、ポストが減らされてしまう、あるいは帰国後の職場復帰が困難である、といったこともあり、すべてが開発途上国に派遣されているわけではない。国立大学の教員も、長期派遣されると、ポストや予算が減らされてしまうため、海外に専門家などとして派遣されにくいという状況になっている²⁴。また、これらの根底には、国際環境協力を従事した人が適切に評価されていないという問題もある。

削除：全て

一方、大学、研究機関、企業や地方公共団体の退職者の中には、国際環境協力の分野で活躍できる資質を持った人材もいるが、十分に活用されているとは言えない状況にある。

(3) 資金確保と活用

(国際環境協力に関する国の予算等)

国際環境協力に関する国の予算として、ODA や地球環境研究等が挙げられる。これらについては、世界的・地域的な枠組みづくりやアジア太平洋地域における環境管理の推進という観点から、その予算額が不十分であったり減額されたりしているほか、戦略的な投入がなされていないという問題点が指摘されている。また、地方公共団体やNGO/NPO の国際協力活動に関しては、政府、財団法人、基金などからの補助金があ

²³ 環境保全に関する様々な分野における国際協力の促進のため、途上国からの研修生に対する講師、及び海外での業務への従事等に協力できる我が国の専門家等を登録したデータベース。環境省が整備。

²⁴ 国立大学が国立大学法人となり、教員がJICA 専門家として海外に派遣される場合は、大学にとっても収入が得られるなどメリットがでてきたことから、多少は緩和されると考えられる。

るが、基金による助成総額は過去 10 年間でそれほど増大しておらず、協力ニーズの高まりに対応するまでには至っていない。

(国際機関の基金等の活用)

国際機関に関しては、ODA により大規模な資金面での貢献をしている。しかし、これらの機関による環境保全プロジェクトについて、我が国の考え方が必ずしも十分に反映されていないとの指摘がある。その理由として、国際機関における日本人職員の絶対数の不足のほか、こうした GEF 等の基金などを活用したプロジェクトに対し、我が国の専門家、コンサルタントや NGO/NPO の参加が非常に少ないことがあげられる。

4-2 国際環境協力の推進体制

(1) 国際機関への人材の派遣

(国連関係機関に勤務する邦人職員)

今後の国際環境協力においては、国際機関との連携や国際機関を通じた協力が非常に重要である。現状の国連関係機関に勤務する専門職以上の邦人職員数は 2004 年 1 月現在で 610 人²⁵となっており、増加傾向にある。

しかし、拠出額や拠出割合に比べて日本人職員数比は低い。また、環境関連ということではさらに少なく、特に幹部職員の数が少ないのが実態である。こうしたことから、国際機関の意思決定や政策策定での我が国のイニシアティブが弱い、国際機関の有する資金の利用やプログラムの実施に関する情報も入ってこない、国際機関による取組に対して我が国のプレゼンスが非常に低い、といった状況を招いている。

(国際機関に邦人職員が少ない理由)

国際機関に邦人職員が少ない理由については、基本的には外国語によるコミュニケーション力が十分でないことがあげられる。この他、終身雇用制をとる日本企業との雇用慣行の違いのために自由な労働移動がおきにくい、子弟の教育等のため長期にわたる海外勤務が困難な場合がある等の点も指摘されている²⁶。加えて、安全面、健康管理面での不安も大きいと考えられる。また、優秀な人材が国際機関への出向を希望しない傾向にあるが、その理由として出身母体における昇進の遅れに対

²⁵ 国際平和協力分野における人材育成検討会 行動計画 (平成 16 年)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pko/kentokai_kodo.html

²⁶ 邦人国際公務員の増強のための懇談会 (1997 年)「邦人国際公務員の増強のための施策に関する報告書」

する危惧が挙げられている。

(2) 関係機関による連携・調整

(国際環境協力に係る関係省庁間の連携)

国際環境協力に関わる関係省庁として、外務省と環境省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、総務省等があり、黄砂のような広域的な環境問題、環境条約や協定の締結では、関係省庁の連携が図られている。

(3) 研修員の受入・開発途上国におけるサポート体制

ア. 研修員の受入

(研修員の選定、研修ニーズへの対応、研修受入機関の体制)

研修員の受入は、JICA を中心に関係府省、地方公共団体等の協力の下に、環境行政や環境モニタリング等に関する集団研修コースが数多く実施されている。しかし、相手国による研修員の選定が不十分であるため、研修の成果を帰国後活用できる研修員ばかりではないこと、研修内容が我が国の技術に偏り世界の動向について触れておらず、研修員のニーズに十分対応していないことが指摘されている。また、研修後のフォローアップも不足しており、研修員が自国に帰国してから研修の成果をどのように活用しているのかが把握され、その後の研修プログラムの立案・運営に活かされていない。さらに、海外からの研修員・奨学生の受入先がまだかなり限定されており、地球環境の保全と持続可能な開発を研究・研修テーマとする研究者や学生、政府の職員を受入可能な組織が少ないのが実態である。

イ. 開発途上国における国際環境協力サポート体制

(ドナー間協議での日本のプレゼンス)

開発途上国でも、様々な国のドナーや国際援助機関などによる環境分野での協議が行われているが、日本人の参加していないケースが多く、我が国のプレゼンスは低いままとなっている。これは、例えば現地にも必ずしも環境専門のスタッフがいないこと、我が国としての国際環境協力戦略が確立されていないことなどが原因となっていると考えられる。

(開発途上国における人材の活用)

コメント：意見整理番号28
p24へ移動

削除：

(国際環境協力に携わる多様な主体との連携)

国際協力の実施を担う地方公共団体、NGO、企業、産業団体などの多様な主体と政府や政府系機関との連携については、NGO・外務省定期協議会、NGO-JICA 協議会、NGO-JBIC 定期協議会等が設けられ、NGO との定期的な意見交換が行われている。しかし、国際環境協力に携わる多様な主体が一堂に会して情報や意見を交換する場は設置されていない。また、同じ国・地域で類似の国際環境協力の取組を行っている主体間の情報共有・連絡が十分に行われていない。

環境専門家が開発途上国に派遣された場合、新たな環境に馴れるまでに時間がかかったり、当該国・地域の言語が業務の円滑な実施の障害となっているケースも多い。欧米の援助機関や国際機関のプロジェクトにおいては、現地の言語サポートを含めて、開発途上国の優秀な人材の活躍が目立っているのに対し、我が国の実施するプロジェクトでは民間コンサルタントにおける一部の例外的事例を除いて、こうした人材の活用はきわめて限定的である。一方、留学などを通じて我が国で教育・訓練を十分に受けた開発途上国の人材は年々増加しており、こうした優秀な人材を我が国の ODA 事業に十分活用していくことが課題である。

(4) 地方公共団体・NGO/NPO・企業の協力体制

ア. 地方公共団体

(地方公共団体による国際環境協力の実施体制)

我が国の地方公共団体には、開発途上国の地方公共団体に対する技術協力や開発途上国の研修員の行政現場での受入れなどが期待される。しかし、国際協力は地方公共団体の義務的な事務ではないこともあり、内部に専門組織を整備するための予算措置や人員配置などは非常に難しい側面がある。また、政府機関等による地方公共団体の国際環境協力に対する支援としては、JICA や JBIC に地方公共団体等による提案型プロジェクトを支援するプログラムがあるが、地方公共団体側の体制整備が困難な状況もあって、同プログラムの地方公共団体による活用はまだ限定的である。

削除：が、

イ. NGO/NPO

(国際的政策提言、開発途上国での環境教育に携わる日本の NGO/NPO)

環境管理システムを改善していくためには、地域における環境意識の向上やコミュニティの環境管理能力の強化が必要であり、その支援を行う我が国の NGO/NPO の活動は、ますます重要となっている。特に保健衛生の向上やローカルな環境の保全については、コミュニティ・レベルでの環境教育などが重要であるが、そうした分野の専門家は十分に育っていない。

また、国連やその専門機関、世界銀行、ADB などでも、国際協力活動における NGO/NPO との連携が重視され、国際環境条約や環境関連の国際会議においても重要なステークホルダーとして NGO/NPO の参加が期待されるようになっている。湿地保全など特定の分野には国際的にイニシアティブをとって活動・政策提言できる我が国の環境 NGO/NPO が存在している。しかし、そうした活動が可能な NGO/NPO は限られており、

環境関連の国際会議においても、我が国の NGO/NPO のプレゼンスは低いままとなっている。

(NGO/NPO の財政事情と人材定着)

国際的なイニシアティブをとった活動・政策提言や、開発途上国での環境対策面での技術協力を行う NGO/NPO に対する支援は、様々な助成制度等の整備により漸次強化されてきている。しかし、既存の助成制度はプロジェクト活動のみに対する支援(日本 NGO 支援無償資金協力、JICA 草の根技術協力事業を除く)であるため、人件費がカバーされないという制約がある。こうしたこともあって、多くの NGO/NPO では、財政的事情から、安定した雇用の確保や高報酬の供与が不可能なため、有能な人材を定着させることが難しい状況にある。また、様々な基金の NGO に対する資金援助は2年程度で終了するために継続性がないなどの問題も指摘されている。

我が国では、NGO/NPO の活動はボランティアであり、その活動で収入を得ることを忌避する傾向があるが、その点を打破しないと本格的な NGO/NPO 活動を行うことは困難である。資金の確保や、プロジェクト管理能力・会計処理能力の強化に積極的に取り組む NGO/NPO もあり、このような取組の拡大が課題となっている。

ウ. 企業

(企業における国際環境協力の実施体制)

我が国の企業には、自らのビジネスにおいて蓄積した環境保全のノウハウ・技術を活用して、現地企業や政府における環境管理の改善に協力していくことが望まれる。例えば、進出先の環境管理担当技術者の社内研修を行うことや、また、視察を希望する開発途上国の政府関係者や企業経営者に対してそのような場を提供することが考えられる。

また、国際環境協力は企業の社会的責任の一環ともとらえられるが、例えば、経団連では企業の社会的責任の視点から企業行動憲章が見直され、持続可能な社会の創造に向けた実行体制の整備がうたわれている。企業の中には企業の社会的責任を担当する役員において社会責任の徹底を図っているところもあり、このような体制づくりの更なる拡大が望まれる。